

関西イノベーション国際戦略総合特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年3月]

正
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(4.6 + 4.0) / 2 = 4.3$

4.3

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

	評価指標	進捗度	評点
1	特区支援制度活用による医薬品・医療機器関連設備投資額	87%	4
2	特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数	100%	5
3	関西の医薬品・医療機器の生産額	87%	4
4	関西のリチウムイオン電池等新型蓄電池の輸出額	108%	5
5	関西の太陽電池の生産量	106%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 3 + 4 \times 2 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 5 = 4.6$

4.6

※) 1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.0

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値 $(4.4 + 4.4 + 4.2) / 3 = 4.3$

4.3

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価

(事項)

- ・医薬品・医療機器等の輸出入手続きの電子化・簡素化(厚労A001)

(概要)

・国と地方の協議の結果、未承認薬を輸入する際の手続きである薬監証明について、関空で通関する貨物に限定して、電子化が合意され、紙での薬監証明手続きに要していた郵送にかかる時間又は厚生局に出向く時間等が削減され、平均1時間弱程度で手続きが完了できるようになった。

(規制所管府省(厚生労働省)の評価)

- ・特例措置の効果が認められる。

(事項)

- ・スマートコミュニティオープンイノベーションセンター機能の整備(厚労708)

(概要)

・国との協議の結果、平成25年6月17日に国有財産法の特例措置として旧「私のしごと館」の譲与が可能となる「総合特別区域法の一部改正法」が成立。平成26年3月31日付けで国と京都府の間で譲与契約を締結し、同年4月1日から京都府の施設となった。府は、国際市場への展開を図るオープンイノベーション拠点として改修整備を進め、研究開発の集積を進める。

(規制所管府省(厚生労働省)の評価)

- ・今後、京都府が行う検証を見守ってまいりたい。

正：平成26年3月末までに計画が認定された地区／準：平成26年3月末時点では計画が認定されていない地区

■ 国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業の実績及び評価

(事項)

- ・埠頭株式会社が実施する上物、荷役機械等整備資金の無利子貸付に係る特例

(概要)

- ・平成25年12月に「港湾法施行令」及び「特定外資埠頭の管理運営に関する法律施行令」の一部が改正され、同法に基づく貸付けに係る担保提供義務が廃止された。

■ 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置による事業の実績及び評価

(事項)

- ・PMDA-WEST機能の整備、医薬品医療機器総合機構(PMDA)出張所の設置による優先相談・審査の実施

(概要)

- ・東京に所在するPMDA(独立行政法人医薬品医療機器総合機構)の機能(薬事法に基づく医薬品や医療機器などの承認審査等)を関西においても整備することについて、平成25年10月にPMDA-WESTが設置され、一部の業務(薬事戦略相談とGMP実地調査業務)が開始されている。

等

専門家による評価の平均値

4.4

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

4.4

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.2

Ⅲ 総合評価

(専門家所見(主なもの))

3.6

- ・医薬品医療機器設備投資額、関西での医薬品医療機器の生産額については、目標額に届かないものの着実に進捗している。この分野での投資額は増えていることから、今後の生産額の増大を期待したい。
- ・関西のリチウム電池等新型蓄電池の輸出額、太陽電池の生産量については、目標値を上回っているが、特区制度の寄与度が明示的に説明されておらず、総合特区としての成果として客観的に判断しにくい。
- ・規制緩和を活用した事業や財政・税制・金融支援の活動について多くの実績が示されているが、特区の本来の目標に沿って実施されたものがどれだけあるのか明らかでない。
- ・自治体同士の組織的連携、ライフ分野・グリーン分野の分野間連携が見て取れないため、連携促進に期待したい。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

3.6

評価結果

I、II及びIIIを平均して算出 $(4.3+4.3+3.6)/3=4.1$

4.1

(注)評価に係る評点の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。